

小平市
避難行動要支援者
(災害時要援護者)
避難支援マニュアル



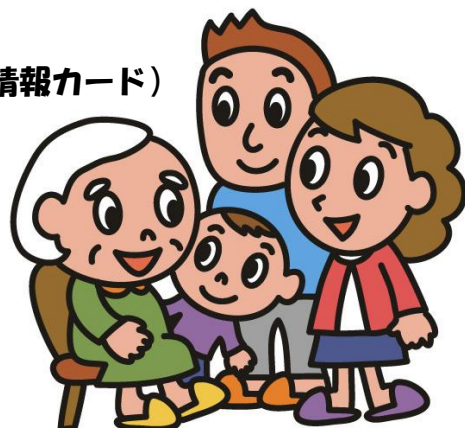
《救急医療情報キット》

平成27年 4月改訂

小 平 市

目 次

1	基本的考え方	1ページ
2	対象者の考え方（範囲）	3ページ
3	避難行動要支援者（災害時要援護者）情報の収集・共有の方法	5ページ
4	避難支援体制（関係課や関係機関の役割分担等）	7ページ
5	避難勧告等の情報	8ページ
6	避難誘導の手段・経路等	8ページ
7	避難所における支援方法	9ページ
8	避難行動要支援者の見守り活動や避難訓練の実施	10ページ
9	救急医療情報キットへの避難行動要支援者情報カードの保管	11ページ
10	自治会への避難行動要支援者登録名簿の提供	12ページ
11	医療救護体制の整備	12ページ
12	推進モデル地区の取り組み	13ページ
◆	避難所一覧	
◆	救急医療情報キットのご案内	
◆	（様式2）避難行動要支援者名簿登録申込書 兼 救急医療情報キット支給申請書（避難行動要支援者情報カード）	



1 基本的考え方

日本国内は、これまで多くの地震や台風等の自然災害にみまわれ、多くの被害が起きてきました。平成23年に発生した東日本大震災では、被災地全体の死者数のうち65歳以上の高齢者の死者数は約6割であり、障がい者の死亡率は被災住民全体の死亡率の約2倍に上っています。こうした教訓を踏まえ、平成25年の災害対策基本法の改正において、区市町村長に避難行動要支援者名簿の作成が義務づけられ、名簿を活用した実効性のある避難支援がなされるよう、必要な措置を講ずることなどが定められました。小平市に大きな被害を及ぼすと想定される、多摩直下地震及び立川断層帯地震で被害を軽減する防災・減災対策や、災害時に迅速に避難するための支援体制を整えておくことが重要です。

小平市では、平成21年度から、高齢者や障がい者等の災害時の避難にあたって、支援が必要となる方を特定した災害時要援護者登録名簿を作成するとともに、その一人ひとりについて、民生委員・児童委員を通じて救急医療情報キットを配布し、そのキット内に、災害時、誰が支援をしてどこの避難所等に避難させるかを定める災害時要援護者情報カードを作成し、市にも保管する取り組みを進めてきました。

平成25年度からは、緊急時のリスクが高い75歳以上の一人暮らし高齢者等も災害時要援護者登録名簿の対象とし、地域包括支援センターで登録受け付けと申請情報の保管を行っています。

平成27年度からは、小平市地域防災計画の修正に合わせ、「災害時要援護者」を、「**避難行動要支援者**」と改め、同様の意味として記載します。

避難行動要支援者に対しては、その特性に応じた十分な配慮が必要であることから、避難行動要支援者マップ等を作成するなど、日頃から高齢者や障がい者等の関係施設等の場所や在宅の障がい者の状況把握に努め、災害発生時には、適切かつ速やかに、ニーズに沿った対策を実施します。

このマニュアルは、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を踏まえ、小平市地域防災計画に則り、小平市における避難行動要支援者の避難支援対策について、その基本的な考え方や進め方を明らかにしたものです。

避難行動要支援者の自助・地域（近隣）の共助を基本とし、避難行動要支援者への情報伝達体制や避難支援体制の整備を図ることにより、地域の安心・安全体制を強化することを目的としています。



< 自助・共助・公助の役割と連携について >

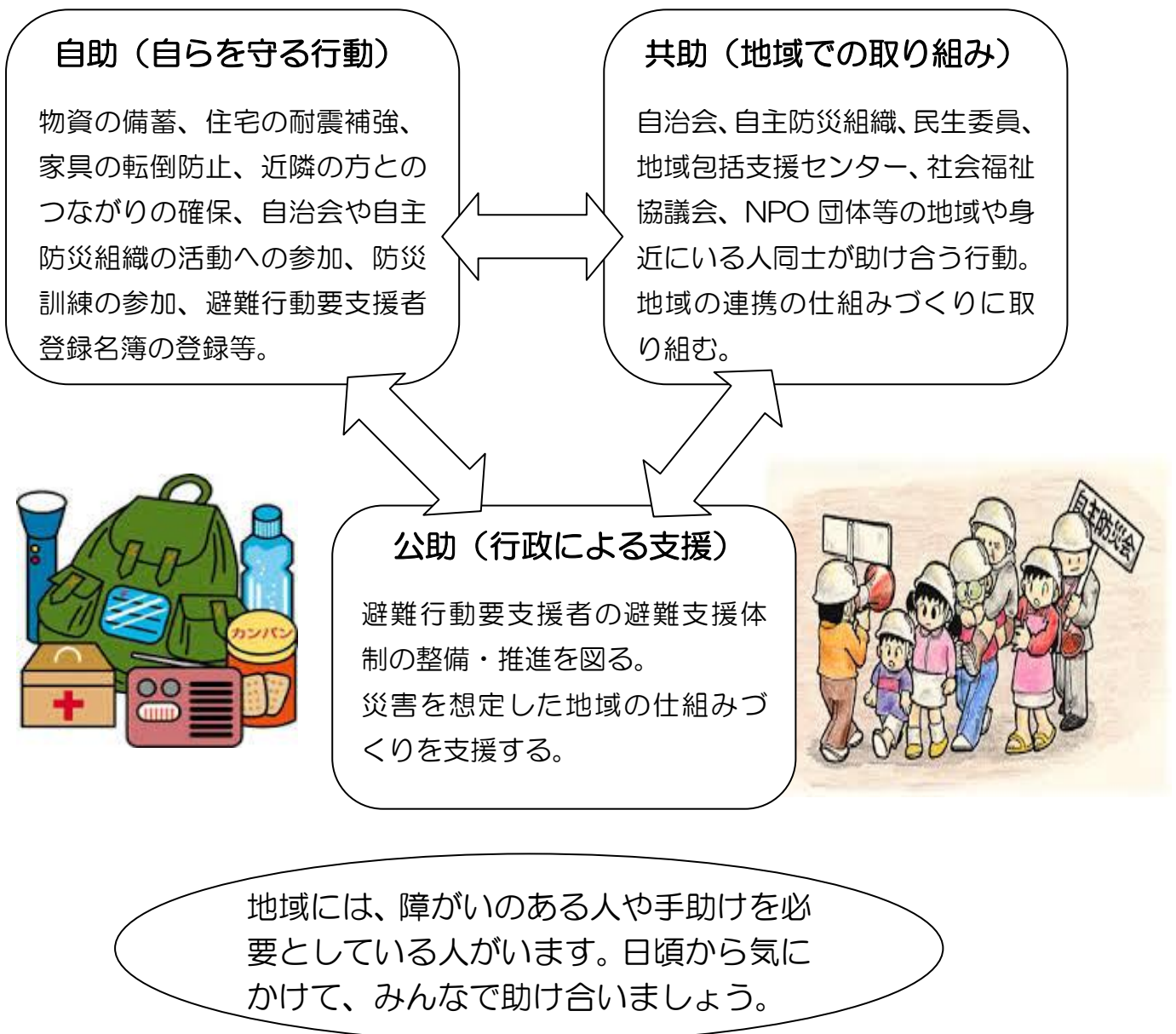
災害による被害を少なくする社会を実現するには、自身による日頃の備えと、地域住民や地域に関係する団体等の連携による支援が重要です。

「自らの生命は自らが守る」(自助)

「自分たちのまちは自分たちで守る」(共助)

「行政による公的支援」(公助)

「自助」と「共助」と「公助」が、それぞれの責務と役割を明らかにしたうえで、災害に備えた支援体制の整備を図っていくことが重要です。



2 対象者の考え方（範囲）

必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの、災害時に一連の行動をとるのに支援を必要とする人々を要配慮者といいます。

（高齢者、障がい者、外国人、難病患者、乳幼児、妊産婦等）

要配慮者の中で、あらかじめ避難支援が必要な方を特定する名簿に登録する以下の対象者のことを、小平市における「避難行動要支援者」といいます。

< 避難行動要支援者登録名簿の対象者 >

自宅で生活されている、以下の要件に該当する方。

●介護保険制度

◎要介護3～5の認定を受けている

●障がい者

◎身体障害者手帳1級・2級の交付を受けている

◎愛の手帳1度・2度の交付を受けている

◎精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている

●75歳以上の高齢者

◎一人暮らし、世帯員全員が75歳以上、日中・夜間独居になる

●その他

◎支援が必要な、一人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯、軽度の障がい者



なお、要配慮者としては、日本語に不慣れな在住外国人、難病患者、乳幼児及び妊産婦などもその対象とし、情報提供体制の確立と、防災知識等の普及・啓発に努め、避難を迅速適切に行うための啓発を図ります。

< 要配慮者の特徴 >

区分	避難行動の特徴	日頃から配慮しておきたい主な事項
一人暮らし高齢者	体力が衰え行動機能が低下し、自力での行動に支障をきたす場合もある。	情報を伝達し、救助・避難・誘導してくれる人を確保しておく。
ねたきり等の要介護高齢者	自力で行動することができない。危険情報を発信することが困難。	車いす（電動車いすを除く）・ストレッチャー・担架・リヤカー等の移動用具と支援者を確保しておく。 医療機関との連絡体制を確立しておく。
認知症の人	自分で危険を判断し、行動することが難しい。危険情報を発信することが困難。	避難・誘導してくれる人を確保しておく。 医療機関との連絡体制を確立しておく。
視覚障がい者	視覚による異変・危険の察知が不可能な場合または瞬時に察知することが困難な場合が多く、単独では、素早い避難行動がとれない。	音や言葉により、周辺の状況を説明する。安全な場所へ誘導してくれる人を確保しておく。

区分	避難行動の特徴	日頃から配慮しておきたい主な事項
聴覚障がい者 言語障がい者	音声による避難・誘導の指示が認識できない。 視界外の異変・危険の察知、自分の身体状況等を伝える際の音声による会話が困難である。	文字、光、色等の視覚による認識手段を提供する。 筆談が可能となるよう、常時筆記用具を携帯する。
肢体不自由者	装具や車いす、杖等を利用しなければ移動できない場合がある。 自力歩行や素早い避難行動が困難な場合が多い。 自力で行動ができず、コミュニケーションが困難なこともある。	車いす（電動車いすを除く）・ストレッチャー・担架・リヤカー等の移動用具と支援者を確保しておく。 医療機器を使用している場合は、次項の「難病患者」「在宅人工呼吸器使用者」を参照。
内部障がい者 難病患者	自力歩行や素早い避難行動が困難な場合が多い。 常時使用する医療機器（機器によっては電気、酸素ポンプ等が必要。）や薬、ケア用品を携帯する必要がある。	車いす（電動車いすを除く）・ストレッチャー・担架・リヤカー等の移動用具と支援者を確保しておく。 外見では分からない障害であることを周知する。 医療機関との連絡体制を確立しておく。 薬やケア製品、電源を確保しておく。
在宅人工呼吸器使用者 （24時間使用者）	素早い避難行動が困難である。 人工呼吸器・吸引機等常時使用する医療機器の予備電源や蘇生バック、薬、ケア用品などを携帯する必要がある。	車いす（電動車いすを除く）・ストレッチャー・担架・リヤカー等の移動用具と支援者（4人以上）を確保しておく。 在宅療養が困難となった場合の入院先について相談しておく。 薬やケア製品、電源を確保しておく。
知的障がい者	異変・危険を知らせる情報を受け取ることができても、それに対して適切な行動をとることができない、または困難。 発災に伴って精神的動揺が激しくなる場合がある。	気持ちを落ち着けながら安全な場所へ誘導したり、生活行動を支援するなどの対応ができる人を確保しておく。 障がいの状況は人により様々であり、本人及び支援者が症状等の情報を周囲に伝えられるようにしておく。
精神障がい者	発災に伴って精神的動揺が激しくなる場合があるが、多くは自分で危険を判断し、行動することができる。 普段から、服用している薬を携帯する必要がある。	精神疾患の状況は人により様々であり、本人及び支援者が症状等の情報を周囲に伝えられるようにしておく。 極力、服薬の中断をきたさないようにし、本人及び援護者は服薬に関する情報（薬の名称や服薬のタイミング等）を知っていることが必要である。 医療機関との連絡体制を確立しておく。
乳幼児	危険を判断し、行動する能力はない。 4～5歳を過ぎれば自己対応能力が備わってくる。	保護者側の災害対応能力を高めておく。 自分で自分の身を守る方法を習得させる。
妊産婦	行動機能が低下しているが、自力で判断し、行動することはできる。	避難・誘導してくれる人を確保しておく。
外国人	日本語で情報を受けたり伝達することができない人も多い。 災害時の用語などが理解できないことが多い。	多言語による情報提供や、相談できる人を確保しておく。

※小平市国際交流協会では、外国人のための語学ボランティアの登録、防災講座等を行っています。

3 避難行動要支援者（災害時要援護者）情報の収集・共有の方法

災害発生時において避難行動要支援者の避難誘導や安否の確認、また避難所等での生活支援を的確に行うためには、避難行動要支援者情報の把握と関係者間での共有が必要であり、日頃から避難行動要支援者の居住地や生活状況等を把握し、災害時には、これらの情報を迅速に活用できるよう整理しておくことが重要です。

小平市は、平成21年度から、小平市地域防災計画及び小平市第三期地域保健福祉計画に定めたとことにより、避難行動要支援者（災害時要援護者）登録名簿の対象者へ名簿登録の意思確認を行い、同意をいただいた方の名簿を作成し、避難行動要支援者（災害時要援護者）登録名簿として市の関係部署、小平消防署、民生委員・児童委員、小平市社会福祉協議会、小平市地域包括支援センターなどの市の避難支援等関係者に提供し、推進モデル地区の1自治会にも提供してきました。

また、この名簿の登録者には、民生委員・児童委員を通じて、避難行動要支援者（災害時要援護者）情報カードを入れた救急医療情報キットを配布しています。避難支援者や緊急連絡先、かかりつけ医等を書いた情報カードは、市にも送付していただくことで、個別の避難支援プランとして保管しています。

平成25年度からは、75歳以上の一人暮らし高齢者等も名簿の対象者とし、地域包括支援センターで受け付けを行い、その場で避難行動要支援者（災害時要援護者）情報カードを入れた救急医療情報キットを配付するとともに、情報カードを地域包括支援センターにも保管し、地域住民等からの通報に対応できるようにしています。

さらに、自治会等への周知に努め、守秘義務の確保等を規定した避難行動要支援者（災害時要援護者）登録名簿の取り扱いに関する協定を締結し、新たに5つの自治会に避難行動要支援者（災害時要援護者）登録名簿を提供しました。

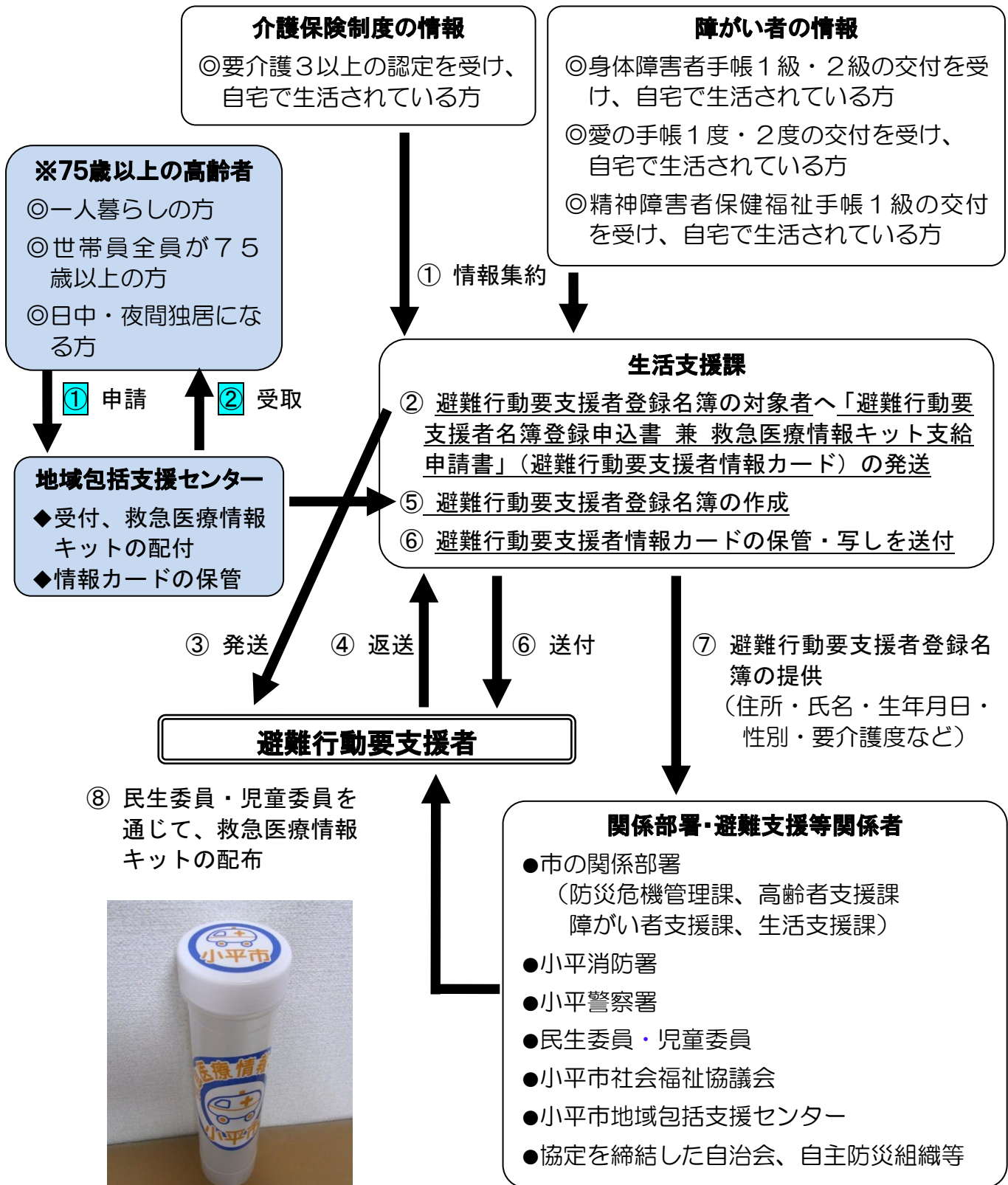
平成25年の災害対策基本法の改正により、区市町村長に避難行動要支援者名簿の作成が義務づけられましたが、平常時からの避難支援等関係者への名簿の提供は、同意を得られた方の分のみに限られるため、今後も、研修会や出前講座の実施などにより周知を図るとともに、地域（近隣）の共助や避難行動要支援者への支援を行う避難支援者の協力を呼びかけていきます。

◀ 避難行動要支援者（災害時要援護者）登録名簿の登録者数 ▶

年度	登録者数	年度	登録者数
平成21年度	1,704人	平成24年度	2,671人
平成22年度	2,310人	平成25年度	2,856人
平成23年度	2,543人	平成26年度	2,877人

●●● 避難行動要支援者登録名簿作成の流れ ●●●

※ 毎年9月1日を基準日に、年1回更新



4 避難支援体制（関係課や避難支援等関係者の役割分担等）

小平市は、自主防災組織、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、近隣住民、障がい者団体、地域包括支援センターなどによるネットワーク化を図り、災害発生時の安否確認、救出、救護、避難誘導を行うことができるよう支援体制を整えます。ネットワーク化にあたっては避難行動要支援者へのプライバシーに十分配慮します。

	平 常 時	災 害 時
(1) 位 置 付 け	防災危機管理課や健康福祉部等で横断的なプロジェクト・チームを設置します。	災対健康福祉部 避難班の中に避難行動要支援者対策チームを設置し、情報を一元的に収集するなど、総合調整を図ります。
(2) 構 成	健康福祉部、防災危機管理課担当者等。避難支援体制の整備に関する取り組みを進めていくにあたっては、社会福祉協議会、自主防災組織、民生委員・児童委員等の関係者の参加を得ながら進めます。	健康福祉部課長・担当者等
(3) 業 務	避難行動要支援者情報の共有化、避難行動要支援者情報カードの保管、避難行動要支援者参加型の防災訓練の計画・実施、広報等	避難準備情報等の伝達業務、避難誘導、安否確認・避難状況の把握、避難所の避難班等との連携・情報共有等

小平市は、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、自治会、自主防災組織、福祉関係者と連携し、個々の避難行動要支援者に対応する避難支援者を明確化するものとします。避難支援者は、避難行動要支援者自身が、ご近所の方等に依頼して避難行動要支援者情報カードに記入していますが、避難行動要支援者本人の意向を極力尊重した上で、自主防災組織、自治会、福祉関係者やボランティア等の構成員から複数名選出する方法もあります。

避難行動要支援者への支援は、避難支援者の任意の協力により行われるものであり、まずは、避難支援者自身と家族等の身の安全の確保に努めることが大切です。

避難行動要支援者には、発災時の避難支援者の不在や、被災などにより避難行動要支援者の支援が困難となる場合もあること、避難行動要支援者の自助が必要不可欠であることについても十分に周知することとします。

さらに、避難行動要支援者の支援体制を整備するにあたっては、地域において避難行動要支援者支援に関する人材を育成し、避難支援者を増やしていくこととします。

5 避難勧告等の情報

避難準備・避難勧告・指示等が発令された場合の情報伝達は、下記により行います。

(1) 情報伝達内容

小平市と東京都は、災害発生時、災害対策本部設置時には、放送要請による対応を行う場合があるほか、本部設置に至らない場合でも、市民等に対しマスコミと連携した避難勧告等に関する情報提供を行います。

伝達する情報については、避難準備情報、避難勧告、避難指示及び警戒区域の設定に関して提供を行います。避難に時間がかかる高齢者や障がい者などの要配慮者、避難行動要支援者は、「避難準備」情報が出されたら、避難場所等への避難を開始します。

(2) 情報伝達手段

情報の伝達手段は、障がいの状況に応じて、インターネット、電子メール、携帯メール、ツイッター等と福祉機器による機能を活用した伝達手段も考慮します。

なお、緊急の場合や適切な情報伝達手段がない場合には、避難支援者等が避難行動要支援者宅を直接訪問して、避難準備情報等を伝えることも考慮する必要があります。

6 避難誘導の手段・経路等

災害が発生するおそれがあるため、避難準備情報等が発令した場合は、小平市と地域住民等が連携し、避難行動要支援者情報カードに基づき、避難誘導を行います。

そのため、平常時から、避難所配置職員の役割分担を明確にするとともに、小平市、消防署、自主防災組織等の役割分担を明確にしつつ連携して対応します。

また、避難行動要支援者自身も、自宅から避難場所等まで、実際に避難支援者とともに歩いてみて、避難経路を確認しておくよう努めるものとします。

なお、避難経路の選定に当たっては、危険な箇所を避け、避難行動要支援者の避難・搬送形態を考慮した避難経路を優先的に選定するなど、安全な避難の確保に努めるものとします。

7 避難所における支援方法

(1) 避難所における支援対策

避難所においては、避難行動要支援者の避難状況に応じて、障がい者用トイレ、間仕切り用パーテーション、更衣室などの環境整備を行います。

これらの環境整備に必要な設備については、備蓄で対応するほか、関係団体、事業者との事前協定を締結するなどにより、平常時から対応等を講じておくこととします。

避難所には、避難者を主体とする自主運営組織が設置され、避難行動要支援者への支援も行います。要配慮者、避難行動要支援者の要望把握等を行うための相談窓口を設け、市の避難行動要支援者対策チームや関係機関、自主防災組織、福祉関係者、避難支援者などと連携、協力して対応します。その際、女性や乳幼児のニーズを把握するため、窓口に、女性も配置するなどの配慮を行います。

また、避難生活が長期化する場合は、高齢者、障がい者等の心身の健康管理や生活リズムを取り戻す取り組みが重要であり、保健師等による健康相談、二次的健康被害（エコノミッククラス症候群、生活不活発病等）の予防、こころのケア等、福祉関係職員による相談等の必要な生活支援を必要に応じて実施するとともに、避難行動要支援者の状況に応じて、避難所から二次避難所（福祉避難所）への移動や社会福祉施設への緊急入所、病院への入院等の手続きを行います。災害発生後、速やかな対応をとるために、あらかじめ、関係団体、事業者等との協定を結ぶなど、平常時から役割分担を明確にしておきます。

避難所における情報は、大変重要であり、高齢者、障がい者等に分かりやすい言葉や表現、説明方法などにより、的確に情報を伝達することが必要です。同じ障がい者であっても、必要とする情報伝達の方法等は異なっており、特に視覚障がい者や聴覚障がい者等に対する伝達方法については、特段の配慮を行うものとしします。

なお、避難所の管理運営を混乱なく円滑に行うため、「避難所管理運営マニュアル作成の指針」を別途定め、地域住民主体の避難所運営を支援していきます。

(2) 二次避難所（福祉避難所）の指定

避難行動要支援者が、相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した二次避難所（福祉避難所）を、「3 避難行動要支援者（災害時要援護者）情報の収集・共有の方法」により把握した避難行動要

支援者情報をもとに、二次避難所（福祉避難所）への避難が必要な方の状況等を把握し、災害時に必要数を確保できるよう、施設の管理者と事前協定を行い、あらかじめ、二次避難所（福祉避難所）を指定します。

二次避難所（福祉避難所）は、原則として耐震、耐火、鉄筋構造を備え、バリアフリー化されているなど、避難行動要支援者の利用に適している社会福祉施設等を指定します。

二次避難所（福祉避難所）を指定した場合は、避難行動要支援者情報カードの作成を通して、その場所や避難方法を、避難行動要支援者を含む地域住民に対し周知していくとともに、周辺の福祉関係者の十分な理解を得るものとしています。

8 避難行動要支援者の見守り活動や避難訓練の実施

避難行動要支援者の避難を迅速かつ適切に行うためには、避難行動要支援者と避難支援者との信頼関係が不可欠であることから、消防団、自主防災組織等は、普段から、防災活動だけでなく、声かけや見守り活動等、地域における各種活動との連携を深めることが重要です。

また、自宅で生活する避難行動要支援者を適切に安全な場所へ避難誘導するためには、平常時から避難支援者を中心とした近隣のネットワークづくりを進め、地域住民の協力関係をつくることが重要です。

このため、自治会や自主防災組織が中心となり、避難行動要支援者や避難支援者とともに、避難行動要支援者の避難計画の作成や避難訓練の実施等を行うことにより、支援体制の充実を図ります。

避難訓練には、地域住民や避難行動要支援者、避難支援者が積極的に参加し、避難行動要支援者の居住情報を共有し、避難に関する情報伝達の確認、具体的な避難支援方策の検証や障害物の確認等を行うことにより、地域全体の防災意識の向上が図られます。

毎年実施している「小平市総合防災訓練」等において、避難行動要支援者に対する情報伝達や避難支援の方法、二次避難所（福祉避難所）開設運営訓練を行うこととします。

コラム

こだいらあんしんネットワーク

“こだいらあんしんネットワーク”は、2008年3月、障がい者団体や市民団体、社会福祉協議会等の有志が集まって作ったグループです。

障がいのある人もない人も、地域で安心して一緒に暮らすためにはどうしたらよいかという問題提起を、自前のパンフレットや小平版のヘルプカードを制作・配付するなどして、PR活動を行ってきました。小平市総合防災訓練にも、“災害時要援護者接し方体験”コーナーなどで参加してきました。

9 救急医療情報キットへの避難行動要支援者情報カードの保管

災害が発生し、またはそのおそれが高まったときに、避難行動要支援者の避難誘導等を迅速かつ適切に実施するためには、あらかじめ、避難行動要支援者一人ひとりについて、誰が支援して、どこの避難所等に避難させるかを定めておくことが必要です。

また、救急時には、迅速な救急活動のために、あらかじめ必要な情報を記しておくことが重要です。

そのため、避難行動要支援者登録名簿の登録者には、民生委員・児童委員を通じて、75歳以上の一人暮らし高齢者等には地域包括支援センターで救急医療情報キットを配付し、避難行動要支援者情報カードを保管します。

(1) 避難行動要支援者情報カードの作成と管理

避難行動要支援者名簿登録申込書が、避難行動要支援者情報カードを兼ねていますので、ご本人に写しをお渡しします。この避難行動要支援者情報カードを救急医療情報キットの中に入れて、冷蔵庫に保管しておきます。

情報カードの項目は、避難行動要支援者自身の氏名、生年月日、住所から、医療情報、避難支援者、災害時の持ち物、避難方法、緊急連絡先等です。

その他、キットには、診察券（写し）、健康保険証（写し）、常備薬等をキット内に入れて保管しておくことで、万一の緊急時に備えます。避難支援者自身の不在や被災も考慮し、複数の支援者を決めておくことが求められています。

地域包括支援センターで申請した、75歳以上の一人暮らし高齢者等の情報は、地域包括支援センターでも保管していますが、情報カードの内容を、避難行動要支援者本人だけではなく、避難支援者や自治会、自主防災組織等の地域で共有していくことが大きな課題となっています。

(2) 避難行動要支援者情報カードの更新

避難行動要支援者情報カードは、一人ひとりの避難行動要支援者を対象としていることから、避難行動要支援者の個人情報が多く含まれています。

避難行動要支援者自身が、その保管に留意することとします。

また、災害時や救急時に迅速かつ適切な支援を行うため、情報の更新を定期的に行っていくこととします。情報カードの内容は、適宜変更するとともに、2～3年に一度、新しい用紙を市から提供しています。

10 自治会への避難行動要支援者登録名簿の提供

避難行動要支援者の避難支援、救急時の対応については、避難支援者だけでなく、自治会や自主防災組織等の身近な地域で行っていくために、情報を共有していくことが大切です。

個人情報保護の観点から、避難行動要支援者登録名簿の取扱いについて、名簿の管理者、閲覧可能役員を定め、避難行動要支援者登録名簿の取扱いに関する協定を締結した自治会に、名簿の提供を行っています。

自治会等の役員会や総会で話し合っていたため、「小平市避難行動要支援者（災害時要援護者）避難支援マニュアル」の内容を説明し、名簿に自治会の会員以外の方も、同様に避難行動要支援者に対して、安否確認や避難支援体制を整えることなどをお願いしています。

避難行動要支援者登録名簿は、年 1 回更新していますので、毎年新しい名簿を提供しています。

《避難行動要支援者（災害時要援護者）登録名簿の取扱いに関する協定締結自治会一覧》

（平成 27 年 3 月 31 日現在）

	協定締結日	自治会名	自治会の世帯数	避難行動要支援者登録名簿の登載人数
1	平成 23 年 4 月 6 日	鈴の木台自治会	148	19
2	平成 25 年 4 月 10 日	小川橋自治会	42	6
3	平成 25 年 4 月 14 日	白梅北自治会	138	7
4	平成 25 年 6 月 13 日	富士見住宅自治会	365	49
5	平成 25 年 7 月 31 日	鷹の台団地小平自治会	105	5
6	平成 25 年 12 月 27 日	東小川橋自治会	117	14

11 医療救護体制の整備

災害時の医療救護活動などを統括・調整するために、医学的な助言を行う小平市災害医療コーディネーターを小平市医師会の医師から指定し、災害時の効果的な医療救護体制を整備しています。

また、市内医療関係団体と災害時の応援協定を締結し、災害時の医療救護所の設置・運営などの体制を構築しています。

《協定締結医療関係団体》

- ・小平市医師会
- ・小平市歯科医師会
- ・小平市薬剤師会
- ・小平市柔道接骨師会
- ・小平市助産師会

12 推進モデル地区の取り組み

平成21年度から23年度の3年間、推進モデル地区を定め、市内の3つの地区と意見交換等を行ってきましたので、主な取り組みを紹介します。それぞれの地区での取り組みは、3年間のモデル期間終了後も、継続されています。

(1) 中心部： 学園東町自治会 (平成21年度～)

大規模な自治会で、毎年、実践的な防災訓練を組織的に取り組んでいます。自治会独自の救急医療情報キットを作成し、希望者に配布するなど、防災に関して、積極的に活動しています。

[平成21年度]

平成21年11月29日(日)

学園東町自治会防災訓練の視察(学園東小学校で開催)

・参集訓練(要介護者の把握を含む)



平成22年 2月20日(日)

自治会において、災害時要援護者の概要説明、災害時要援護者避難支援マニュアル(案)の説明を行う。(→平成22年3月、同マニュアル発行)

[平成22年度]

平成22年 8月22日(日)

市の総合防災訓練に、推進モデル地区として参加(福祉会館で開催)

- ・参集訓練(要介護者の把握を含む)
- ・災害時要援護者の避難
- ・バケツリレー、アルファ米の炊き出し訓練

[平成23年度]

平成23年11月20日(日)

学園東町自治会防災訓練(学園東小学校で開催)



(2) 西 部： 小平第十三小学校区 (平成21年度～)

障がい者や高齢者の福祉施設が多い地域で、民生委員・児童委員、学校関係者を始め、障がい者団体、社会福祉協議会、福祉施設職員が意見交換を行い、特別支援学校を利用して、地域の障がい者や高齢者が防災訓練をしています。

[平成21年度]

平成22年 2月23日(火)

地域で考える防災対策の組織化準備委員会(仮称)へ参加(第十三小学校で開催)

[平成22年度]

平成22年 4月18日(日)

防災学習会「トリアージ」について(第十三小学校で開催)

平成22年10月 2日(土)

十三小地区防災ネットワーク(民生委員・児童委員、NPO法人障害者福祉センター等)主催で、小平特別支援学校で防災訓練を開催



[平成23年度]

平成23年 7月16日(土)

第十三小学校でのお泊り訓練(小学生が参加)



平成23年11月26日(土)

十三小地区防災ネットワークにより、小平特別支援学校で防災訓練を開催



(3) 東 部： 鈴の木台自治会 (平成22年度～)

自治会加入率が、ほぼ100%の自治会で、市内で初めて、災害時要援護者登録名簿を提供しました。また、救急医療情報キットの取り組みについて、アンケートに協力いただき、その意見を反映させて、全市的に救急医療情報キットの配布を開始しました。

[平成22年度]

平成22年12月 5日(日)

自治会に参加し、災害時要援護者登録名簿の提供について了承を得る。

[平成23年度]

平成23年 2月 6日(日)

自治会に参加し、救急医療情報キット等について説明

平成23年 3月 6日(日)

自治会に参加し、協定書(案)、推進モデル地区として、モデル的に救急医療情報キットとアンケート用紙の配布(→アンケート結果等を踏まえて、平成23年5月下旬より、民生委員・児童委員を通じて、市内の災害時要援護者を対象に救急医療情報キットを配布)

平成23年 4月 6日(水)

自治会長に、協定書と災害時要援護者登録名簿を提供(※ 第1番目)

平成23年11月20日(日)

自治会に参加し、避難支援者の有無などについて協議

平成24年 1月15日(日)

自治会に参加し、救急医療情報キットの活用状況や避難支援者などのアンケート調査等について依頼

[平成24年度]

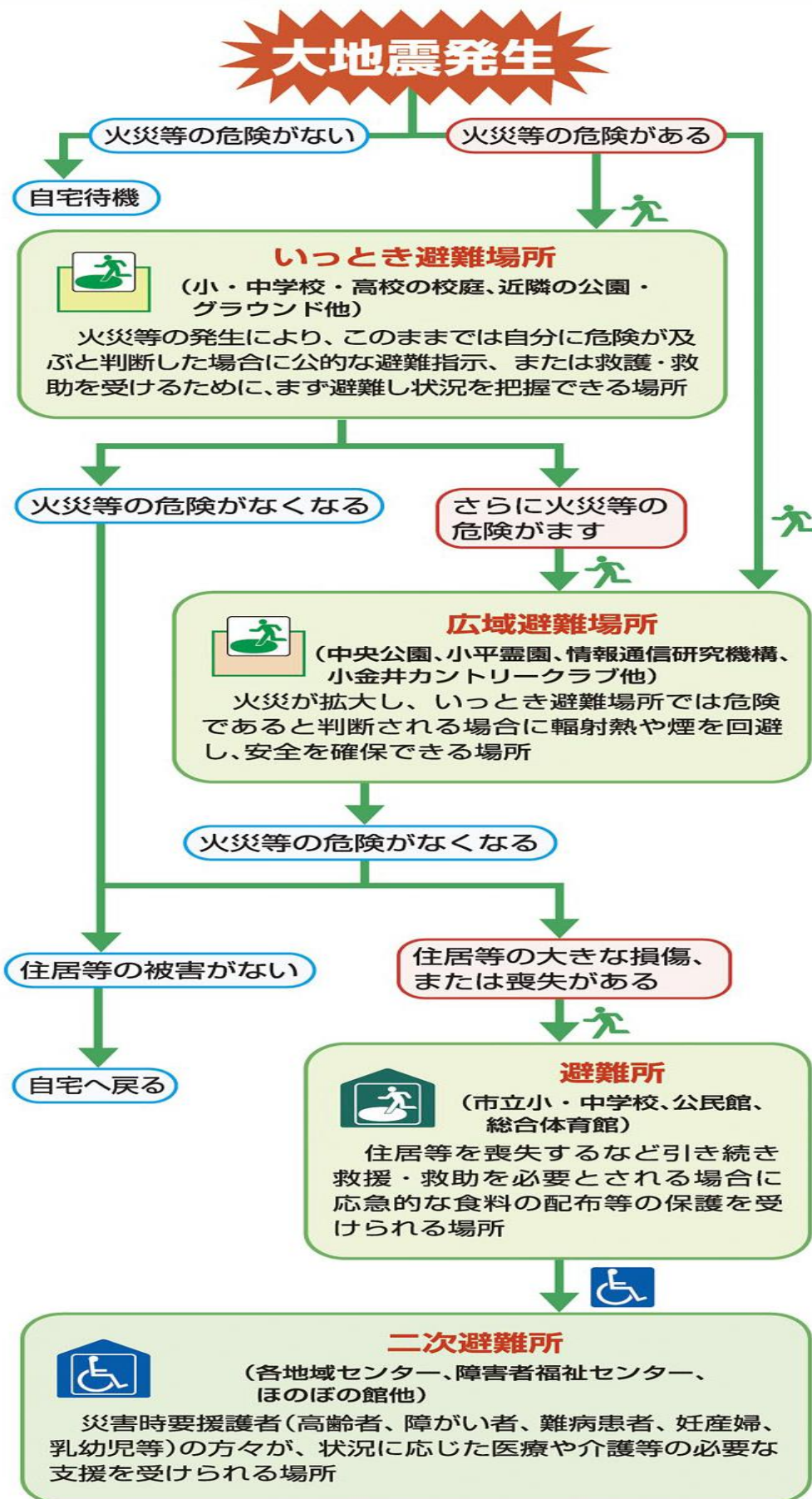
平成24年 9月30日(日)

自治会内の空き地(共有地)での防災訓練

避難時に、災害時要援護者名簿に登載された要援護者を理事が把握し、安否確認を行い、報告する訓練を行っています。



避難の経路



いっとき避難場所 (小・中学校・高校の校庭、近隣の公園・グラウンド他)

火災等の発生により、このままでは自分に危険が及ぶと判断した場合に公的な避難指示、または救護・援助を受けるために、まず避難し状況を把握できる場所

No.	名 称	所 在 地
1	中島町公園	中島町 20
2	創価学園第一グラウンド	上水新町 2-20
3	上宿小学校	小川町1-327
4	小平第十二小学校	小川町1-464
5	都立小平西高校グラウンド	小川町1-502
6	小平第五中学校	小川町1-798
7	小平第一小学校	小川町1-1082
8	小平第十五小学校	小川町2-1136
9	小平第十三小学校	小川西町1-22-1
10	明治学院グラウンド	東村山市富士見町1-12-3
11	東村山市立東村山第一中学校	東村山市富士見町1-5-2
12	東京障害者職業能力開発校グラウンド	小川西町 2-34
13	職業能力開発総合大学校グラウンド	小川西町 2-32
14	小川西町防災広場 (小川西グラウンド)	小川西町 5-8-1
15	小平第二中学校	小川東町 1-17-1
16	小平第六小学校	小川東町 3-1-2
17	ブリヂストン南グラウンド	小川東町 3-3
18	小平元気村おがわ東	小川東町 4-2-1
19	萩山公園グラウンド	小川東町 4-4-1
20	小平第四小学校	学園西町 1-34-1
21	一橋大学グラウンド	学園西町 1-29-1
22	小平第四中学校	学園西町 1-3-1
23	小平第十小学校	上水本町 4-4-1
24	都立小平南高校グラウンド	上水本町 6-12-1
25	小平第十四小学校	仲町 33
26	都立小平高校グラウンド	仲町 112
27	小平第一中学校	仲町 506
28	小平第二小学校	仲町 310
29	学園東小学校	学園東町 2-15-1
30	国土交通大学校グラウンド	喜平町 2-2-1
31	関東管区警察学校グラウンド	喜平町 2-5-1

No.	名 称	所 在 地
32	上水中学校	上水南町 1-7-1
33	情報通信研究機構グラウンド	上水南町 4-2
34	小平第三小学校	回田町 118
35	小平第九小学校	鈴木町 1-82
36	小平第三中学校	鈴木町 1-311
37	鈴木小学校	鈴木町 1-450
38	小平第八小学校	鈴木町 1-355
39	小平第七小学校	大沼町 1-22-1
40	小平第六中学校	大沼町 6-4-1
41	東京ガス武蔵野苑	大沼町 3-14-1
42	丸井総合グラウンド	花小金井 8-25
43	小平第十一小学校	花小金井 4-16-1
44	小平第五小学校	花小金井 6-24-1
45	花小金井南中学校	花小金井南町 1-9-1
46	花小金井小学校	花小金井 1-35-1
47	天神グラウンド	天神町 4-12-1
48	白梅学園グラウンド	小川町 1-830

広域避難場所 (中央公園、小平霊園、情報通信研究機構、小金井カントリークラブ他)

火災が拡大し、いつとき避難場所では危険であると判断される場合に輻射熱や煙を回避し、安全を確保できる場所

No.	名 称	所 在 地
I	都立小平霊園	東村山市萩山町 1-16-1
II	小金井カントリークラブ	御幸町 331
III	都立小金井公園	小金井市関野町 1-13-1
IV	市立中央公園	津田町 1-1-1
V	けやき公園・都立小平南高校一帯	上水本町六丁目付近
VI	独立行政法人情報通信研究機構・東京サレジオ学園・東京学芸大学一帯	上水南町四丁目付近

避難所一覧表 (市立小・中学校、公民館、総合体育館)

住居等を喪失するなど引き続き救援・救助を必要とされる場合に応急的な食料の配布等の保護を受けられる場所

No.	施設名	所在地	電話	建物面積 (㎡)		収容可能人員 (人)	給食施設
				鉄筋校舎等	体育館		
1	市民総合体育館	津田町 1-1-1	042(343)1611	—	3,380	2,040	無
2	小平第一小学校	小川町 1-1082	042(341)0008	2,444	464	1,760	有
3	小平第二小学校	仲町 310	042(341)0033	2,058	468	1,530	有
4	小平第三小学校	回田町 118	042(321)0189	2,060	464	1,520	有
5	小平第四小学校	学園西町 1-34-1	042(341)0241	2,169	464	1,590	有
6	小平第五小学校	花小金井 6-24-1	042-461-9300	1,717	469	1,320	有
7	小平第六小学校	小川東町 3-1-2	042(341)0356	2,575	865	2,080	有
8	小平第七小学校	大沼町 1-22-1	042(341)0664	2,228	464	1,630	有
9	小平第八小学校	鈴木町 1-355	042(321)4872	2,034	464	1,510	有
10	小平第九小学校	鈴木町 1-82	042(341)4340	2,044	464	1,520	有
11	小平第十小学校	上水本町 4-4-1	042(321)5576	2,253	464	1,640	有
12	小平第十一小学校	花小金井 4-16-1	042(462)0810	2,144	464	1,580	有
13	小平第十二小学校	小川町 1-464	042(342)1761	2,126	464	1,560	有
14	小平第十三小学校	小川西町 1-22-1	042(342)1762	1,808	464	1,370	有
15	小平第十四小学校	仲町 33	042(343)0201	1,513	464	1,190	有
16	小平第十五小学校	小川町 2-1136	042(343)0203	1,629	464	1,260	有
17	小平元気村おがわ東	小川東町 4-2-1	042(345)1165	338	464	485	有
18	花小金井小学校	花小金井 1-35-1	042-463-5051	1,092	464	940	有
19	鈴木小学校	鈴木町 1-450	042(324)3661	1,557	464	1,220	有
20	学園東小学校	学園東町 2-15-1	042(344)6801	1,730	464	1,320	有
21	上宿小学校	小川町 1-327	042(345)0041	1,369	467	1,110	有
22	小平第一中学校	仲町 506	042(341)0048	2,180	1,376	2,150	無
23	小平第二中学校	小川東町 1-17-1	042(341)0244	2,987	616	2,180	無
24	小平第三中学校	鈴木町 1-311	042(341)0575	3,095	609	2,240	無
25	小平第四中学校	学園西町 1-3-1	042(341)4344	3,921	632	2,750	無
26	小平第五中学校	小川町 1-798	042(341)6795	2,529	569	1,870	無
27	小平第六中学校	大沼町 6-4-1	042(341)6796	3,002	569	2,160	無
28	上水中学校	上水南町 1-7-1	042(323)8611	2,208	592	1,690	無
29	花小金井南中学校	花小金井南町 1-9-1	042(465)0451	1,979	593	1,550	無
30	中央公民館	小川町 2-1325	042(341)0861	1,543	—	928	有

No.	施設名	所在地	電話	建物面積 (㎡)		収容可能人員 (人)	給食施設
				鉄筋校舎等	体育館		
31	小川公民館	小川町 1-1012	042(343)3620	284	—	171	無
32	花小金井北公民館	花小金井 5-41-3	042(462)5790	209	—	124	無
33	上宿公民館	小川町 1-308	042(345)1164	265	—	158	無
34	上水南公民館	上水南町 1-27-1	042(325)4133	259	—	155	無
35	小川西町公民館	小川西町 4-10-13	042(343)1415	493	—	294	有
36	花小金井南公民館	花小金井南町 2-12-6	042(461)0861	331	—	199	無
37	仲町公民館	仲町 521	042(341)0862	398	—	238	無
38	津田公民館	津田町 3-11-1	042(342)0863	374	—	225	無
39	大沼公民館	大沼町 7-1-17	042(342)1888	448	—	269	有
40	鈴木公民館	鈴木町 2-772	042(388)0050	468	—	281	有

二次避難所（福祉避難所）一覧表（各地域センター、障害者福祉センター、ほのぼの館他）

避難行動要支援者（高齢者、障がい者、難病患者、妊産婦、乳幼児等）の方々が、状況に応じた医療や介護等の必要な支援を受けられる場所

No.	施設名	所在地	電話	建物面積 (㎡)		収容可能人員 (人)	給食施設
				鉄筋校舎等	体育館		
1	東部市民センター	花小金井 1-8-1	042(467)1211	134	—	81	無
2	鈴木地域センター	鈴木町 1-400	042(325)9080	348	—	209	無
3	大沼地域センター	大沼町 2-17-33	042(343)9050	318	—	191	無
4	上水新町地域センター	上水新町 1-14-18	042(343)9030	326	—	195	無
5	中島地域センター	中島町 26-9	042(345)9010	203	—	158	無
6	天神地域センター	天神町 4-3-1	042(345)9016	295	—	176	無
7	上水本町地域センター	上水本町 3-11-11	042(325)9013	336	—	200	無
8	小川西町地域センター	小川西町 5-4-17	042(344)9010	301	—	180	無
9	学園東町地域センター	学園東町 2-16-11	042(343)9015	314	—	188	無
10	花小金井北地域センター	花小金井 3-10-1	042(461)9005	360	—	216	無
11	小川東町地域センター	小川東町 1805	042(343)9060	316	—	191	無
12	御幸地域センター	御幸町 58	042(322)9007	335	—	201	無

No.	施設名	所在地	電話	建物面積 (㎡)		収容可能人員 (人)	給食施設
				鉄筋校舎等	体育館		
13	喜平地域センター	喜平町 1-10-9	042(327)9067	136	—	81	無
14	小川東第二地域センター	小川東町 5-9-1	042(343)9071	153	—	92	無
15	学園西町地域センター	学園西町 2-12-22	042(347)9100	304	—	183	無
16	小川西町中宿地域センター	小川西町 2-30-1	042(344)9111	318	—	191	無
17	美園地域センター	美園町 1-19-2	042(347)9188	296	—	178	無
18	花小金井南地域センター 花小金井南児童館	花小金井南町 3-3-17	042(461)9102	200	—	121	無
			042(461)9988	177		106	
19	小川町二丁目地域センター 小川町二丁目児童館	小川町 2-1154	042(341)0016	146	—	88	無
			042(345)6454	205		121	
20	東京都小平特別支援学校	小川西町 2-33-1	042(342)1671	753	403	700	無
21	障害者福祉センター	小川西町 5-25-15	042(343)4976	664	—	402	有
22	あおぞら福祉センター	鈴木町 1-472	042(326)4980	712	—	431	有
23	ほのぼの館	小川西町 5-39-3	042(347)7770	142	—	83	無
24	さわやか館	花小金井 4-21-2	042(466)8460	295	—	177	無
25	社会福祉法人二葉保育園 二葉むさしが丘学園	鈴木町 1-62-1	042(344)9911	—	339	205	無
26	小川町一丁目地域センター 小川町一丁目児童館	小川町 1-3045	042(345)0404	175	—	104	無
			042(347)2428	342		205	
27	社会福祉法人黎明会 やすらぎの園	小川町 1-485	042(345)0617	910	—	545	有
28	社会福祉法人黎明会 けやきの郷		042(345)5321				有
29	多摩済生医療団 多摩済生園	美園町 3-12-1	042(343)2291	317	—	192	有
30	社会福祉法人緑友会 小川ホーム	小川西町 2-35-2	042(347)5500	458	—	276	有
31	社会福祉法人平心会 小平健成苑	鈴木町 2-230-3	042(451)2900	203	—	122	有
32	社会福祉法人まりも会 まりも園	上水南町 4-7-45	042(321)9395	134	—	81	有
33	社会福祉法人七日会 さくら野社	花小金井 3-25-21	042(479)1216	191	—	113	有

救急医療情報キットのご案内

災害による避難時や救急車等で急に病院にかかるときに必要な、あなたの病気や連絡先などの情報を冷蔵庫に保管する容器です。

「救急医療情報キット」に入れておくもの

避難行動要支援者情報カード

※ 以下は、必要に応じて容器に保管します。

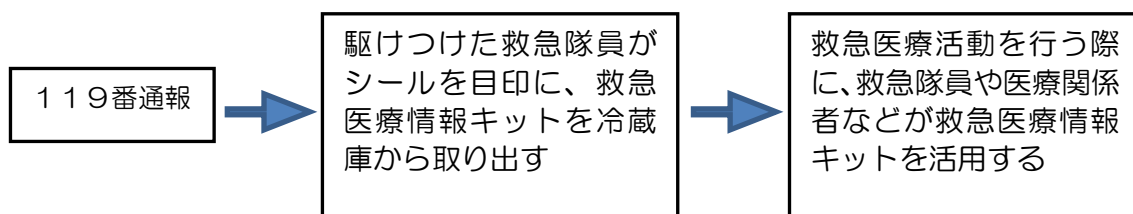
- 診察券の写し
- 健康保険証の写し
- 薬剤提供書の写し、または、お薬手帳の写し



《救急医療情報キット》

「救急医療情報キット」の利用方法

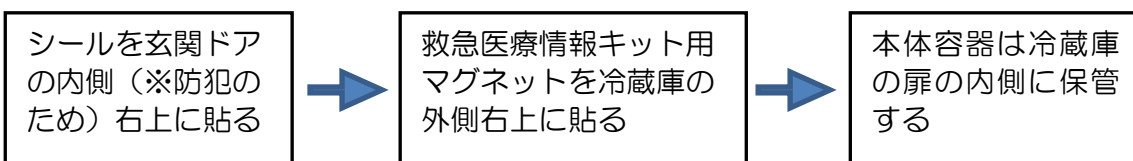
● 救急車を呼んだとき



● 災害が発生したとき

冷蔵庫から救急医療情報キットを取り出し、避難時の必要物品として持ち出す

「救急医療情報キット」の保管方法





小平市避難行動要支援者（災害時要援護者） 避難支援マニュアル

平成27年 4月改訂版 発行

発行： 小平市健康福祉部生活支援課（計画調整担当）

〒187-8701

小平市小川町2丁目1333番地

小平市 健康福祉部生活支援課 計画調整担当

電話： 042-346-9537

FAX： 042-346-9498

電子メール： df0012@city.kodaira.lg.jp